

## 令和8年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務 に係る参加希望書類の募集要領

### 1 総則

令和8年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務に係る参加者確認公募の実施について、この要領に定める。

### 2 業務概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務名   | 令和8年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務                |
| (2) 業務内容等 | 別添特記仕様書のとおり                             |
| (3) 予算額   | 業務の予算総額は、1,500万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。 |
| (4) 履行期限  | 令和9年3月31日                               |

### 3 応募要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 福島地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 技術力に関する要件  
主任担当者及び業務従事者の資格を確保できること。

区分	資 格 等
主任担当者 (管理技術者)	下記のいずれかの資格等を有する者。 イ) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第3条に掲げる総合補償部門、又は補償関連部門において、同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
業務従事者 (技術者)	下記のいずれかの資格等を有する者。 イ) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第3条に掲げるいずれかの部門において、同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ロ) 補償関係コンサルタントの従業員として、用地実務経験3年以上を有する者

### (6) 業務執行体制に関する要件

福島県内外の全国各地の権利者に短期間で対応する必要があるため①北海道、②東北、③関東、④北陸・中部、⑤近畿、⑥中国・四国、⑦九州、⑧沖縄の8地域においてそれぞれ班体制（2名以上の業務従事者から成る）を有すること。また、業務従事者は上記イ)のみ、又はイ)とロ)の組合せとすること。なお、業務従事者は、複数の地域を担当することができる。

#### (7) 業務実績に関する要件

これまでに福島地方環境事務所が発注し、業務完了した「用地総合支援業務」「土地建物等調査等業務」「用地補償説明業務」いずれかの請負実績がある者であること、又は福島地方環境事務所が発行した「用地総合支援業務」「土地建物等調査等業務」「用地補償説明業務」いずれかの業務実績証明を有する者であること。

### 4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

#### (1) 提出先

〒960-8031 福島県福島市栄町 11-25 AXC ビル 6 階  
福島地方環境事務所 総務部経理課中間貯蔵契約係  
TEL : 024-573-7386

#### (2) 提出方法

持参又は電子メール (FUKUSHIMA-CHUCHO@env.go.jp) によって提出すること。  
なお、電子メールで提出した場合は、(1) に示す提出先に提出した旨を連絡すること。

#### (3) 提出期間

令和8年1月15日（木）12時まで。受付時間は、平日の9時～17時まで（持参の場合は、12時～13時を除く）。ただし、提出期限日は12時まで。

#### (4) 回答方法

令和8年1月23日（金）までに、福島地方環境事務所ホームページ>調達情報>件名情報にて回答する。

### 5 参加希望書類の提出書類、提出期限等

#### (1) 提出書類

令和8年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務に係る参加希望書類（別添様式参照）

#### (2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年1月30日（金）12時
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先 4 (1) と同じ。
- ③ 提出部数 16部（正3部、副13部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等なものに限る。提出期限必着。）により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒に「令和8年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。

#### ⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 受付時間は、平日の9時から17時まで（持参の場合は、12時～13時を除く）とする。（最終日は12時まで）
- イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出する参加希望書類16部のうち、副13部については提出者が特定できないよう名称、代表者氏名、印影、住所、電話及びFAX番号、メールアドレスを黒く塗りつぶす措置を講ずること。
- エ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
- オ 提出された参加希望書類は、返却しない。
- カ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。

- キ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に對して指名停止を行うことがある。
- ク 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

## 7 参加希望書類の審査

- (1) 福島地方環境事務所において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和8年2月12日（木）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせがあるので、参加希望書類提出後、（1）の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあっては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、企画競争手続に移行する。

## 8 企画競争手続に移行した場合

- (1) 企画競争手続に移行した場合にあっては、応募要件を満たす応募者に対して、企画競争説明書を交付し、企画書の提出を要請する。
- (2) 企画書提出予定期限  
令和8年3月4日（水）12時

## 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
4（1）と同じ。
- (3) 環境省における令和07・08年度「測量・建設コンサルタント等」の業種区分「補償関係コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定及び「東北地域」の競争参加資格の認定を受けていない者であっても参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争手続に移行した場合に企画書を提出するためには、企画書の提出時までに当該資格の認定を受ける必要がある。
- (4) 本参加者確認公募に係る契約締結は、本業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) 支払い条件  
完了払いとする。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

#### （1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- カ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき

#### （2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者（上記1.（1）のアからオまでのいずれかに該当する者）及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者等」という）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。